

大津支部からのお知らせ

令和6年 11 月

事業者の皆様へ

公益社団法人滋賀労働基準協会 大津支部長

「低圧電気取扱業務に係る特別教育」のご案内について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会大津支部の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県内では、例年、電気取扱による感電災害が発生し、労働基準監督署も取扱者の教育の徹底を求めています。このような災害防止として、労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第4号では、「事業者は、①低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務、又は、②配電盤室等の区画場所に設置された低圧電路で充電部分が露出している開閉器の操作の業務(注:電路の開閉を行うもので通常「スイッチ」と呼ばれるナイフスイッチ、手元スイッチ、電磁スイッチ、配線遮断器等で電気が通じている部分が露出しているものの操作業務)に労働者を就かせる時は、当該労働者に特別教育を実施しなければならない(「低圧電気取扱業務特別教育」)」と定められています。特に低圧電気取扱による感電死亡災害は全体の約6割近くを占めている現状にあります。

つきましては、今回当支部におきまして事業者に代わり標記の特別教育(②の開閉器操作業務に限定、本年度2回目)を下記により実施しますので、新入社員や新しくこの業務に就かれる方又は教育未実施の方は、ぜひこの機会に受講していただきますようご案内いたします。

記

- 日時 令和7年2月20日(木) 8時45分から17時45分まで
- 会場 滋賀労働基準協会 研修室
大津市打出浜13番15号 笹川ビル4階 (TEL 077-522-1786)
(会場地図は後日受講票とともに送付させていただきます。)
- 対象者 低圧電気(直流750V以下、交流600V以下)を取り扱う業務(前述②充電電路が露出している開閉器操作の業務)に新たに就かせようとする者及び教育未実施の者を対象とします。
なお、本教育では開閉器の操作の業務のみを行う者として「1時間の実技教育」を行いますが、前述①開閉器操作の業務以外の充電電路の敷設若しくは修理の業務に従事する場合には、今回の教育とは別に低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について「7時間以上の実技教育」が必要ですのでご注意ください。
- 定員 60名
- 受付開始日 11月13日(水)8時30分から受付開始します。なお、事前予約はありません。
- 申込み方法 裏面申込書により1月31日(金)まで(ただし、先着順、定員で締切とします)。
〒520-0806 大津市打出浜13番15号 笹川ビル4階
公益社団法人 滋賀労働基準協会 大津支部へお申し込みください。
(TEL 077-522-1786、FAX 077-522-1453) ※FAX できない時はご連絡ください。
- 受講料 1名につき会員9,570円(テキスト代を含む。消費税込)
ただし、会員外は、10,670円(テキスト代を含む。消費税込)

[裏面へ]

